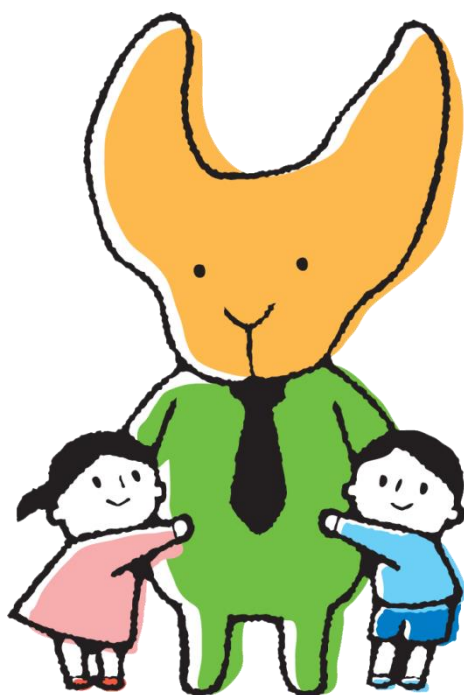


# ひとり親家庭ハンドブック

2019年度

ひとり親家庭の皆さんが日頃ご利用される制度を紹介します。  
各制度によって対象となる方が異なりますので、詳しくはそれぞれの  
担当窓口までお問い合わせください。



由布市

## ひとり親家庭とは...

配偶者と死別した人、離婚して現在も婚姻していない人が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

また、次の方が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭も含まれます。

- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって働けない方
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養をうけることができない方
- 婚姻によらないで母となった女性



## 手当・就学援助制度

### 1. 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない「児童が育成される家庭」の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

#### (1) 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の者）を育てている母子家庭の母若しくは父子家庭の父または養育者に支給されます。

#### (2) 支給額（平成31年4月現在）

- ・対象児1人の場合：所得額の区分に応じ、月額42,910円～10,120円の範囲で支給
- 2人目：所得額の区分に応じ、月額10,140円～5,070円の範囲で加算
- 3人目以降：所得額の区分に応じ、月額6,080円～3,040円の範囲で加算
- ※ 受給者本人の所得が限度額を超えると、一部停止または全部停止となります。
- ※ 扶養義務者（同居の家族）の所得が限度額を超えると、全部停止となります。
- ・支給額の基準は、消費者物価指数の変動により改定されることがあります。
- ・公的年金（遺族補償等を含む）を受給している場合は手当額と年金額の差額支給となります。
- ・毎年8月には現況届の提出が必要です。

#### (3) 支給月

（平成31年（2019年））4月、8月、11月

（平成32年（2020年））1月、3月、5月、7月、9月、11月

- ・支給月の前月分までの合計額を支給します。

#### (4) 手続き

手当を受けようとする人の請求に基づいて、申請日の翌月分から支給されます。その際、添付を要する書類がありますので、お早めに相談ください。なお、申請の手続きは、本庁舎子育て支援課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課の窓口で行うことができます。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

### 2. 児童手当

児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。ひとり親になった場合、対象の児童を実際に養育する人が認定請求をする必要があります。

#### (1) 支給対象者

中学校修了までの児童を養育している人

## (2) 支給額

児童の年齢	月額
0～3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳～小学生	10,000 円 第 3 子以降は 15,000 円
中学生	一律 10,000 円

## (3) 支給月

手当の支給は 2 月、6 月、10 月です。

- ・請求した翌月分から、それぞれの支給月の前月分までの合計額を支給します。

## (4) 手続き

申請の手続きは、本庁舎子育て支援課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課の窓口で行うことができます。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 3、特別児童扶養手当

### (1) 支給対象者

身体または精神に政令で定める程度の障がいをもつ 20 歳未満の児童を養育している家庭

※扶養親族等の数により所得制限あり

### (2) 支給額

障がいの程度で 1 級・2 級に分かれる。

### (3) 支給月

4 月・8 月・11 月

### (4) 手続き

申請の手続きは、本庁舎子育て支援課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課の窓口で行うことができます。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 4. 就学援助制度

お子さんの小中学校・義務教育学校就学にあたり、経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

(内 容) 学用品費、修学旅行費、給食費などを支給します。

(対 象 者) 児童扶養手当を受給しているなど、いくつか条件があります。

(申し込み) 各学校に用意している「就学援助受給申請書」に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。

問い合わせ先：由布市教育委員会学校教育課 ☎097-582-1179

：お子様が通学している学校

## 医療費助成制度

### 1. ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の親と子、または父母のいない児童が健康保険証を使って医療機関を受診した場合に、保険診療の自己負担分を助成します。医療費の助成を受けるには、受給資格者証の交付を市の窓口にて受ける必要があります。

#### (1) 対象者

母子家庭の母と児童および父子家庭のと児童、父母のいない児童が対象となります。

- ・児童とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者を言います。
- ・制度の利用に際しては所得の制限があり、その制度は児童扶養手当に準じます。詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。
- ・生活保護を受けている人は対象者となりません。

#### (2) 助成内容

- ・児童への助成：入院や通院、薬局、いずれも無料となります。
- ・親への助成：自己負担金部分を除き、入院や通院、薬局、いずれも無料となります。

※ 自己負担金部分は以下のとおりです。

入院・・・1医療機関につき1日500円（月14日まで）

通院・・・1医療機関につき1回500円（月4回まで）

薬局・・・無料

※ 自己負担いただいた金額に対しても、それぞれの区分に応じ、助成が受けられます。

（医療機関発行の領収書や証明書を市役所へ提出してください。負担金分は、後日口座振込みにより助成をします）

入院・・・1医療機関につき月14日まで（合計7,000円）

通院・・・1医療機関につき月4回まで（合計2,000円）

※ 申請には有効期限があります。1年間以内に申請してください。

- ・医療機関発行の領収書や証明書であっても、助成の対象外となる場合があります。

※ 例：予防接種料、健康診断料、入院時食事療養費、初診料加算 など

#### (3) 医療費の助成を受けるには

- ・対象者の方が県内の医療機関（医療行為等とならない整骨院、接骨院、鍼灸院などの受診を除きます。※該当する機関もありますので、窓口で確認してください。）等で受診等される場合は、その窓口で保険証と一緒に受給資格者証を提示してください。
- ・県外の医療機関等では、窓口で医療証を提示しても、その場では助成は受けられません。このような場合は一旦、医療機関窓口で医療費（保険診療）の自己負担分を支払った後、市に払い戻しの申請をしてください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 遺族年金

### 1. 遺族基礎年金

国民年金の被保険者、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した時、その遺族に支給されます。

#### (1) 支給される遺族の範囲

- ・死亡時、死亡した人によって生計を維持されていた、18歳到達年度の末日までにある子がいる妻または夫（定められた程度以上の障がいを持つ子は20歳未満）
- ・死亡時、死亡した人によって生計を維持されていた、18歳到達年度の末日までにある子（定められた程度以上の障がいを持つ子は、20歳未満）

#### (2) 受給要件

- ・保険料納付済期間、免除期間などにより受給できない場合があります。

#### (3) 手続き

- ・本庁舎保険課・挾間地域振興課・湯布院地域振興課で行います。

問い合わせ先：由布市保険課 ☎097-582-1121

### 2. 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者、または老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した時、その遺族に支給されます。

#### (1) 支給される遺族の範囲

- ・死亡時、死亡した人によって生計を維持されていた妻または夫、子、父母、孫、および祖父母、妻以外の遺族については、年齢等の条件があります。

#### (2) 受給要件

- ・保険料納付済期間などにより受給できない場合があります。

#### (3) 手続き

- ・年金事務所で行います。

問い合わせ先：日本年金機構大分年金事務所 ☎097-552-1211

## 暮らしと自立のための制度

### 1. 保育料について

保育所（園）などの保育料は、児童を養育している父母等の市民税額等により決定します。結婚、離婚など戸籍の届出が生じたときは、保育料が変更になることがありますのでご相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

### 2. 税の軽減

配偶者と死別・離婚等されたひとり親家庭の方は、所得税および市民税・県民税の寡婦（夫）控除（所得控除）の適用が受けられる場合があります。なお、寡婦（夫）控除の適用を受けるためには、所得金額が一定額以下であることや扶養親族がいることなどの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：所得税・・・大分税務署 ☎097-532-4171  
市民税・県民税・・・由布市税務課☎097-582-1269

### 3. JR通勤定期券の割引

児童扶養手当を受給している方の世帯員は、JRの通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。購入には、子育て支援課で発行する証明書が必要です。

※ 本人の顔写真（最近6ヶ月以内に撮影したもの、正面上半身縦4cm×横3cm）、印鑑、児童扶養手当証書を持参してください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

### 4. 母子家庭など就業・自立支援センター

母子家庭の母などを対象として、専門の支援員による就労相談や職業紹介を行っています。お気軽にご利用ください。

相談日時：火～金曜日 午前8時30分～午後6時  
月・日曜日 午前8時30分～午後5時  
祝日・土曜日は休日

場所：大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館3階  
一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会内 ☎097-552-3313



## 5. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく資格を取得するにあたり、給付金を支給します。

### (1) 対象者

- ・市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方で、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方

### (2) 対象講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- ・就職に有利な専門資格の取得を目指す課程

### (3) 支給額等（平成31年3月現在）

- ・支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の60%に相当する額です。
- ・60%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は、20万円となります。ただし、「就職に有利な専門資格の取得を目指す課程」については、80万円が上限となります。
- ・支払いの費用が1万2千円を超えない場合は支給されません。
- ・給付金の支給は1人につき原則1回です。

### (4) 事前申請

- ・受講開始前に「自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書」と必要書類を提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受ける必要がありますので、お早めに相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 6. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が専門的な資格を取得するため養成機関で修業する場合、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金（生活費）を支給します。また、修了支援給付金を修了後に支給します。

### (1) 対象者

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない方で、次のすべてに該当する方。
  - 由布市内に住所がある方
  - 児童扶養手当を受給しているか、又は、同様の所得水準にある方
  - 養育機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格取得が見込まれる方
  - 仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
  - 過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方
- ※ 生活保護を受けている方は対象者となりません。

### (2) 対象資格

- ・看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他上記に準じて市長が別に定める資格



### (3) 支給期間・支給額

- ・支給の対象となる期間については、お問い合わせください。

<支給額>

	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000 円/月額	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円/月額	25,000 円

※ 4年課程が必須となる資格を目指す方は修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。(H31,3月現在)

### (4) 事前相談

- ・支給を希望される方は、養成機関での修業開始前に事前相談をお願いします。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

### (5) 高等職業訓練促進資金貸付

- ・上記給付金受給者に対して貸付を行い、5年間就業継続した場合、返還免除となります。

問い合わせ先：(社)大分県社会福祉協議会 ☎097-515-7771

## 7. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童による高等学校卒業程度認定試験の合格を支援するための給付金を支給します。

### (1) 対象者

- ・市内に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童で、ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方で過去に当給付金を受給していない方。

### (2) 対象講座

- ・高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制によるものを含む）のうち、市長が適当と認める講座

### (3) 支給額（平成31年3月現在）

- ・受講修了時給付金として、対象講座の受講料の20%を講座修了時に支給します。  
（上限10万円下限4千円。4千円を超えない場合は、支給対象となりません。）
- ・合格時給付金として、対象講座の受講料の40%を認定試験合格後に支給します。  
（上限は、15万円から上記の「受講修了時給付金」を引いた額です。）

※ 受講料には講座の受験料、補講料は含まれません。

### (4) 事前申請

- ・受講開始前に、必要書類を添付のうえ、対象講座の指定を受ける必要がありますのでお早めにご相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 8. 母子父子寡婦福祉資金等貸付金

母子家庭等の経済的自立の助成と児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行っています。

### (1) 貸付対象

- ・母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している人
- ・父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人
- ・父母のいない20歳未満の児童
- ・配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった人
- ・40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人

### (2) 保証人等

- ・貸付金を利用する際には連帯保証人が必要となる場合があります。
- ・児童（子）を対象にした資金は、その対象児童も借主となります。

### (3) 申請の受付期間

- ・随時受け付けています。

### (4) その他

- ・資金の利用については、所得等貸付条件についての審査があります。
- ・貸付申請を行う前に、貸付の目的となる事業計画に着手した場合や、学校の入学金等を既に納入した場合などは貸付できません。必ず事前にご相談ください。
- ・この貸付金は、申請から貸付金の交付まで一定の日数（1ヶ月～2ヶ月）を要します。弾力的な資金計画を立て、早めにご相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 9. 生活福祉資金

低所得世帯等の暮らしの安定のため、目的によって無利子または低利で各種の貸付を行っています。

### (1) 貸付対象

- ・低所得世帯（市県民税が非課税又は均等割課税程度の世帯）
  - ・障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯）
  - ・高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯）
- ※ 世帯の状況によって資金の種類や貸付金額が異なります。
- ※ 連帯保証人、償還方法、受付期間等についてはお問い合わせください。

問い合わせ先：由布市社会福祉協議会 ☎097-582-2756

## 一時的に子どもを預けたいとき

### 1. 保育所（園）等一時預かり

#### (1) 対象

- ・市内に住所を有している就学前の児童。
- ・保育所・幼稚園・認定子ども園等に通っていない又は在籍していない児童
- ・集団生活になじめる児童

#### (2) 内容

- ・病気や冠婚葬祭、保護者のリフレッシュなどで一時的に保育を必要とするこどもの保育

#### (3) 実施場所

##### <① 保育園等で実施する一時預かり>

由布川保育園	097-583-3453	挾間町古野 104 番地 1
はさま保育園	097-583-0109	挾間町挾間 114 番地
みずほ保育園	097-583-8008	挾間町挾間 135 番地 10
宮田保育園	097-583-1544	挾間町北方 602 番地 1
あなみ保育園	097-582-1221	庄内町東重宝 596 番地 1
西庄内保育所	097-582-0137	庄内町庄内原 366 番地 4
ひばりこども園	097-582-1471	庄内町柿原 410 番地 1
聖愛保育園	0977-84-2317	湯布院町川上 2990 番地 1 4
すみれ保育園	0977-85-2134	湯布院町川上 2542 番地

##### <② その他の箇所で実施する一時預かり>

こどもルームはさま	097-583-8220	挾間町向原 128 番地 1
-----------	--------------	----------------

#### (4) 利用方法

- ・実施場所、各保育所（園）やこどもルームに、直接、利用申込み申請してください。
- ・行事や預かりの状況などで、希望する日に受け入れができない場合もあります。また、利用できる日数に制限があります。

#### (5) 利用料

##### <① 保育園等で実施する一時預かり>

- 一日の利用時間が 4 時間以下・・・・・・・・・・1 回 900 円
- 一日の利用時間が 4 時間を超え 8 時間以内・・・・1 回 1,800 円

##### <② その他の箇所で実施する一時預かり>

- 一日の利用時間が 2 時間以内・・・・・・・・・・1 回 450 円
- 一日の利用時間が 2 時間を超え 4 時間以内・・・・1 回 900 円
- 一日の利用時間が 4 時間を超え 6 時間以内・・・・1 回 1,350 円
- 一日の利用時間が 6 時間を超え 8 時間以内・・・・1 回 1,800 円

問い合わせ先：各保育所（園）、こどもルーム <上記の電話番号まで>

## 2. 子育て短期入所・生活援助事業

保護者の方が事故・病気などにより子どもの養育が一時的に困難となった場合など、緊急一時的保護を必要とする場合に、児童養護施設などでお預かりします。

### (1) 制度の内容

#### 《ショートステイ》・・・宿泊を伴う利用

- ・利用期間 原則 7 日以内
- ・利用料 2 歳未満児 5,350 円 (1 泊)  
2 歳児以上児 2,750 円 (1 泊)

#### 《トワイライト》・・・平日の夜間・休日預かり

- ・利用時間 平日夜間預かり 夕方～午後 10 時まで  
休日預かり 朝 ～午後 6 時まで
- ・利用料 平日夜間預かり 750 円 (日額)  
休日預かり 1,350 円 (日額)

- ※ 生活保護世帯、市民税非課税世帯は費用の一部を減免する制度があります。
- ※ 受入施設との調整がありますのでなるべく早めに申請してください。
- ※ 受入施設の入所状況によっては受け入れが困難な場合があります。
- ※ 施設への送迎は保護者方で行います。

申込み先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 3. ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）と、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）が会員となって、子どもの世話を一時的に有料で援助しあう組織です。保育所（園）・幼稚園などの送迎（その前後の預かりを含む）に、また家庭での子育てのストレスを感じた時のリフレッシュなど、健やかに子どもを育てるために利用してください。

### (1) 制度の内容

援助活動実施日	援助時活動時間	料金（1 時間）
平日	午前 7 時～午後 8 時まで	600 円
	上記以外の時間	700 円
休日・祝日・12/29～1/3	終日	700 円

- ※ 預かりは原則、援助会員の家庭での保育になります。（子どもの宿泊は、行わないこととします。）
- ※ 兄弟姉妹で利用する場合は複数保育になります。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 4. 病児・病後児保育

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、以下に記載の実施設で保育を行います。

### (1) 対象

次のいずれにも該当する児童を対象とします。

- ・由布市内に住所を有している小学生までの児童
- ・病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な児童
- ・保護者の就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童

### (2) 実施施設

	西の台こどもデイケアルームゆふ (西の台医院)	キッズケアクラブ いまじん (おざきホームケアクリニック)
場所	大分市椎迫 3 組	庄内町庄内原 838 番地 7
電話	090-3734-4228	080-8391-7651
利用 時間	月～金曜日 午前 8 時～午後 5 時半 土曜日 午前 8 時～午後 5 時	月～金曜日 午前 8 時半～午後 5 時半

### (3) 利用方法

- ・施設に利用日の前日までに電話で利用の予約を行ってください。  
(西の台は、当日朝の予約も可能です。)

### (4) 利用料金

- ・利用者 1 日 1 人当たり 2,000 円 (食事、おやつ代を含みます。)  
※ 生活保護世帯または非課税世帯の人は費用の一部を減免する制度があります。  
(該当する場合は診療依頼証または所得税額証明を持参してください。)

## 5. 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、授業の終了後や土曜日、長期休暇期間の日中に「適切な遊び」と「生活の場」を提供し、放課後児童の健全育成を図ることを目的としています。

### (1) 対象

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とします。(幼稚園による預かり保育が実施されていない校区については、幼稚園児も対象となるクラブもあります。)

## (2) 実施施設

ク ラ ブ 名	実施場所	電話
谷っ子児童クラブ	挾間町谷699番地（小学校敷地内）	097-583-0323
石城児童クラブ	挾間町来鉢61番地（共用型施設内）	097-547-8915
第1くすのき児童クラブ	挾間町向原128番地1（市役所挾間庁舎1階）	097-574-5705
第2くすのき児童クラブ	挾間町向原128番地1（市役所挾間庁舎1階）	097-574-5705
みやた第一キッズクラブ	挾間町北方573番地（保育園内）	097-583-5440
みやた第二キッズクラブ	挾間町北方573番地（保育園内）	097-583-5440
由布川第1児童クラブ	挾間町古野211番地1（小学校敷地内）	097-583-4119
由布川第2児童クラブ	挾間町古野211番地1（小学校敷地内）	097-583-4119
あなみ児童クラブ	庄内町東長宝596番地1（保育園内）	097-582-1221
西庄内児童クラブ	庄内町庄内原362番地3（ほのぼの交流館内）	097-582-1633
ひばり児童クラブ	庄内町柿原400番地3（児童館内）	097-582-1472
かわにし児童クラブ	湯布院町川西3716番地1（小学校空き教室）	0977-84-2501
第一ゆふいん児童クラブ	湯布院町川上3757番地1（小学校敷地内）	0977-84-2656
第二ゆふいん児童クラブ	湯布院町川上3757番地1（小学校敷地内）	0977-84-2656
第三ゆふいん児童クラブ	湯布院町川上3757番地1（小学校空き教室）	090-3604-2740

## (3) 利用申込

- ・各実施施設へ、直接、申し込みを行ってください。

## (4) 利用料金・運営時間

- ・利用料やクラブの運営時間については、運営行事などと併せ、各クラブが設定しています。
  - ※ 利用料金は4,000円～6,500円の範囲で設定されています。（おやつ代を含む。）
  - ※ 運営時間は平日（授業の終了後）、土曜日、長期休暇期間、それぞれで設定されています。（利用料、運営時間の詳細は、ご利用を希望するクラブへお問い合わせください。）

## (5) 利用料の助成制度

放課後児童クラブを利用している保護者の世帯状況や収入状況により、クラブ利用料を助成する制度があります。

＜助成対象となる理由と助成金額＞

助成の対象になる理由	助成する金額
生活保護を受けている	月額4,000円(利用料が4,000円未満の場合は全額)
児童扶養手当を受給している	月額2,000円
就学援助を受けている	(利用料が4,000円未満の場合は月額の1/2)
世帯全員の市町村民税が非課税である	

＜申請方法＞

各庁舎の窓口「由布市放課後児童健全育成事業利用料助成金交付申請書兼委任書」と必要書類を提出してください。（必要書類等の詳細は、お問い合わせください。）

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

## 相談窓口

### 1. 由布市の相談窓口「母子・父子自立支援員」

ひとり親家庭や寡婦の皆さんの総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員が配置されています。関係機関とも連携し、助言や情報提供を行っています。また、相談者個別の母子・父子自立支援プログラムを作成、就労支援など、自立に向けたきめ細やかなお手伝いをしていますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口 子育て支援課 ☎097-582-1262

### 2. 県の相談窓口「大分県母子・父子福祉センター」

ひとり親家庭の生活一般相談

平日 8:30~18:00（月曜・日曜は、17:00 まで）土曜・祝日は休館日

弁護士による無料相談 年間 17回 実施時間 13:00~17:00※要予約

4/18 5/16 5/30 6/27 7/25 8/8 9/12 9/26 10/10

10/17 11/21 11/28 12/19 1/16 1/30 2/20 3/12

（養育費・慰謝料・遺産相続・子どもの親権・金銭の貸借問題・家、土地問題）

※ 来所できない場合は、電話でも相談できます。緊急の場合もご連絡ください。

☎ 097-552-3313（大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号）

FAX 097-552-3337

### 3. 養育費相談支援センター

電話相談 : ☎03-3980-4108 ☎0120-965-419（携帯電話使用不可）

平日（水曜を除く）10:00~20:00 水曜 12:00~22:00

土曜・祝日 10:00~18:00

メール相談 : [info@youikuhi.or.jp](mailto:info@youikuhi.or.jp)

相談員が数日中に回答を送信します。

### 4. 法テラス（大分市城崎町 2 丁目 1 番 7 号）☎050-3383-5520

弁護士相談（離婚相談・相続・金銭トラブルなど民事全般）

毎週火・水・木曜日 9:30~11:30/13:30~16:30

経済的に余裕がない場合（収入・貯金額などで決まる）無料で 3 回まで相談ができます。

### 5. 公営住宅 公営住宅に入りたい方

市営住宅 大分県住宅供給公社 ☎097-529-7891

県営住宅 大分県住宅供給公社 ☎097-532-5137

平日 8:30~17:00